

9

みやけ
三宅かずひろ
和広

議員



詳しくはコチラ

フレックスタイム制と 選択的週休3日制を



Q市職員の働き方改革を推進するために「フレックスタイム制」と「選択的週休3日制」を導入してはどうか。

「フレックスタイム制」とは、希望する職員からの申告を基に勤務時間を割り振る制度である。一定期間の総労働時間を定めた上で、職員が日々の始業・終業時刻を自分で決めることができる。また、「選択的週休3日制」とは、希望する職員を対象に「週休3日制」を適用する制度である。

本市でも、職員一人ひとりの仕事の生産性向上やワークライフバランスの実現などの観点から二つの制度を導入してはどうか。

A働きやすい職場環境づくりを推進するため、他自治体の事例なども研究しながら課題を整理し、さらなる柔軟な働き方の導入について検討していく。

導入によって市民サービスが低下することがないように、あくまでもサービスの維持を前提とした中で、職員の充実した職場環境づくりに努めていきたい。